

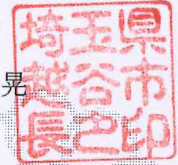
許可番号 12110055333

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県越谷市レイクタウン一丁目1番地14  
氏名 株式会社スリーエイセス  
代表取締役 鈴木 勝彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

越谷市長 福田 晃



許可の年月日 令和5年9月15日

許可の有効年月日 令和10年8月1日

## 1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃プラスチック類(\*) (#1)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、  
金属くず (#1)、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(\*) (#1)、  
がれき類(\*) 以上10種類

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃プラスチック類 (#1)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず (#1)、  
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず (#1)、がれき類 以上9種類※ 産業廃棄物の種類に、(\*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物、(#1)表示のある場合は水銀使用製品  
産業廃棄物、(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等をそれぞれ含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

施設等の所在地

埼玉県越谷市レイクタウン一丁目1番14、1番15、1番16、1番17

以上4筆（面積811.28㎡）に限る。

保管施設の概要は、裏面のとおり

## 3. 許可の条件

なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	内容
平成5年8月2日	指令東環第710号	新規許可
平成21年2月25日	指令越環第3749号	変更許可（1種類の追加）
平成23年9月15日	指令産廃第621号	変更許可（「除く」から「含む」への変更）
令和2年6月26日	-	変更届（保管施設の変更）
令和5年9月15日	指令廃第4号	更新許可

5. 積替え許可の有無 有・無

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

## 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

## 保管施設の概要

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
汚泥 以上1種類	1.2 m <sup>2</sup>	0.9 m (屋内)	0.2 m <sup>3</sup> (200Lドラム缶×1個)
廃油 以上1種類	1.2 m <sup>2</sup>	0.9 m (屋内)	0.2 m <sup>3</sup> (200Lドラム缶×1個)
廃プラスチック類 以上1種類	37.1 m <sup>2</sup>	1.6 m (屋内)	28.6 m <sup>3</sup> (8.3m <sup>3</sup> コンテナ×3個、 3.7m <sup>3</sup> コンテナ×1個)
紙くず 以上1種類	1.2 m <sup>2</sup>	0.9 m (屋内)	0.2 m <sup>3</sup> (200Lドラム缶×1個)
木くず 以上1種類	10.2 m <sup>2</sup>	1.6 m (屋内)	8.3 m <sup>3</sup> (8.3m <sup>3</sup> コンテナ×1個)
繊維くず 以上1種類	1.2 m <sup>2</sup>	0.9 m (屋内)	0.2 m <sup>3</sup> (200Lドラム缶×1個)
金属くず 以上1種類	2.4 m <sup>2</sup>	0.9 m (屋内)	0.4 m <sup>3</sup> (200Lドラム缶×2個)
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(廃石膏ボードを除く。) 以上1種類	5.0 m <sup>2</sup>	1.3 m (屋内)	2.2 m <sup>3</sup> (1.1m <sup>3</sup> 鉄箱×2個)
がれき類 以上1種類	5.0 m <sup>2</sup>	1.3 m (屋内)	2.2 m <sup>3</sup> (1.1m <sup>3</sup> 鉄箱×2個)
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。) 以上1種類	6.4 m <sup>2</sup>	1.2 m (屋内)	3.7 m <sup>3</sup> (3.7m <sup>3</sup> コンテナ×1個)
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(いずれも水銀使用製品産業廃棄物に限り、廃蛍光灯、廃HIDランプ又は廃放電ランプに限る。) 以上3種類	10.5 m <sup>2</sup>	1.3 m (屋内)	3.0 m <sup>3</sup> (200Lドラム缶×10個、 68Lプラスチックケース× 9個、89L段プラケース× 4個)

(以下余白)